

## 公立大学法人広島市立大学特任教員給与規程

平成23年 3 月 30 日

規 程 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人広島市立大学特任教員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第 4 号。以下「特任教員就業規則」という。）第20条の規定に基づき、特任教員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「特任教員」とは、特任教員就業規則第 2 条に規定する特任教員をいう。

(特任教員の給与)

第 3 条 特任教員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。

(給料の額)

第 4 条 特任教員の給料は、その者の職名及び雇用期間中の当該事業年度末日における年齢（以下この条において「年度末年齢」という。）に応じて、別表に掲げる号給の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、複数事業年度にわたる雇用契約を締結した特任教員が、当該雇用契約を締結したときに決定した号給より上位の号給を受けることとなる年度末年齢に達した場合の給料は、当該上位の号給の額とすることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、特任教員の給料を決定する場合において、特段の事情があると理事長が認めるときは、その者の給料を前 2 項の規定により適用を受ける号給の 2 号給上位又は 2 号給下位の範囲内の号給の額に決定することができる。

4 前 3 項の規定にかかわらず、理事長が別段の措置を講ずる必要があると認める特任教員を雇用する場合は、その者の給料を個別に定めることができる。

5 週 5 日未満の勤務形態で雇用する特任教員の給料月額、前 4 項の規定により定めた給料月額に、当該特任教員の 1 週間当たりの勤務日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 4 条の 2 通勤手当の支給に関しては、公立大学法人広島市立大学職員給与規程

(平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号)の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、特任教員の給与に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学職員給与規程(平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号)の適用を受ける職員の例による。

2 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

号給	年度末年齢				給料の額
	特任助教	特任講師	特任准教授	特任教授	
1	—	/			300,000 円
2	—				350,000 円
3	26 歳未満	—	/		400,000 円
4	26 歳以上 29 歳未満	—			450,000 円
5	29 歳以上 32 歳未満	32 歳未満	—	/	500,000 円
6	32 歳以上 37 歳未満	32 歳以上 35 歳未満	—		550,000 円
7	37 歳以上 45 歳未満	35 歳以上 38 歳未満	35 歳未満		600,000 円
8	45 歳以上	38 歳以上 42 歳未満	35 歳以上 39 歳未満	—	650,000 円
9	—	42 歳以上 48 歳未満	39 歳以上 43 歳未満	—	700,000 円
10	—	48 歳以上	43 歳以上 50 歳未満	45 歳未満	750,000 円
11	/	—	50 歳以上	45 歳以上 49 歳未満	800,000 円
12		—	—	49 歳以上 54 歳未満	850,000 円
13		—	—	54 歳以上	900,000 円
14		/	/	—	950,000 円
15		/	/	/	—